

ID: 106

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市北体育館条例 第11条第1項(第17条第2項において読み替える場合を含む。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第103号		
<b>【根拠条文】</b>			
(利用の許可)			
第11条 北体育館を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。			
2 指定管理者は、前項の許可について、必要な条件を付けることができる。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文、第10条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。			
(利用の範囲)			
第10条 北体育館を利用することができるものは、次に掲げるものとする。			
(1) スポーツ活動を行う団体			
(2) 社会教育関係団体			
(3) 学校教育関係団体			
(4) 社会福祉関係団体			
(5) 市及び市の附属機関			
(6) その他市長が認めたもの			
(公共施設の利用の不許可等)			
第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。			
2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年7月29日